

3階

主な転入手続はこちらの階で行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか？ 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	窓口番号・係	行政局	手続	必要なもの など
住所	マイナンバーカードをお持ちの方	<input type="checkbox"/>	1 市民課 窓口係 (TEL0739-26-9925)	○	・カードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード
	年金を受給中の方	<input type="checkbox"/>	2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	○	・年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ ※農業者年金の方は農協へ	※受付窓口でご相談ください
保険年金	国民健康保険に加入する方	<input type="checkbox"/>	3 保険課 庶務係 (TEL0739-26-9924)	○	・国民健康保険の加入 ・資格確認書、又は資格情報のお知らせの交付	
	→70歳から74歳までの方	<input type="checkbox"/>		○	・国民健康保険の加入 ・資格確認書と高齢受給者証、 又は資格情報のお知らせの交付	
	→各種証(病院での支払が一定金額までになる 証明書)が必要な方	<input type="checkbox"/>	○	・限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証、 特定疾病療養受療証の申請	(特定疾病療養受療証の申請について、お持ちの方) ・前の住所地で発行された特定疾病療養受療証	
	後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上または65歳以上で障害認定を受けている方)	<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	○	・後期高齢者医療保険の届出 ・限度額適用区分、特定疾病療養受療証 などの申請	・前の住所地(県外)で発行された負担区分等証明書 ・限度額適用・標準負担額減額認定証(お持ちの方) ・特定疾病療養受療証(お持ちの方)
子ども	0歳～高校生年代のお子さんがある方	<input type="checkbox"/>	2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	○	・児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・請求者及び配偶者のマイナンバーの確認できる書類 ・請求者の通帳又はキャッシュカード ※その他、必要に応じて提出していただく場合があります
		<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	○	・子ども医療費助成の申請	・健康保険の資格を確認できる書類(子) ・所得確認の同意書(就学前の子の保護者)
	ひとり親家庭等に該当する方	<input type="checkbox"/>	2 市民課 庶務年金係 (TEL0739-26-9925)	○	・児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください
		<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	○	・ひとり親家庭等医療費助成の申請	・健康保険の資格を確認できる書類(親・子) ・所得確認の同意書(本人、扶養義務者)
障害福祉	前の住所地で重度障害者の医療費受給資格を持っていた方	<input type="checkbox"/>	4 保険課 医療係 (TEL0739-26-9926)	○	・重度障害者等医療費助成の申請	・健康保険の資格を確認できる書類 ・障害者手帳(身体3級以上・療育A・精神1級)、特別児童扶養手当1級を受給していることが分かる書類(通知等) ・前住所地の所得課税証明書(※) ・所得確認の同意書(※) ※所得課税証明書、同意書の必要な対象者については、お問合せください
税	上水道を使用する方	<input type="checkbox"/>	7 水道部 業務課 料金係 (TEL0739-24-0011)	○	・使用開始申込み	・認印
料金	原動機付自転車(125cc以下)・ 小型特殊自動車を所有している方	<input type="checkbox"/>	8 税務課 庶務係 (TEL0739-26-9919)	○	・所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください

2階

福祉に関する手続きはこちらの階で行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか？ 当てはまる手続きをご自身で確認してください		受付窓口	行政局	手続	必要なもの など
介護	前の住所地で 要介護・要支援認定 を受けていた方	3 やすらぎ対策課 介護保険係 (Tel0739-26-4931)	○	・要介護・要支援認定の引き継ぎ	(お持ちの方) ・介護保険受給資格証明書
障害福祉	身体障害者手帳をお持ちの方	1 障害福祉室 (Tel0739-26-4902)	○	・住所変更	・身体障害者手帳
	療育手帳をお持ちの方		○	●県内転入の場合 住所変更 ●県外転入の場合 手帳再交付手続	・療育手帳 ※県外転入の場合、写真1枚(縦3cm×横2.5cm)が必要です
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		○	●県内転入の場合 住所変更 ●県外転入の場合 手帳再交付手続	・精神障害者保健福祉手帳 ※県外転入の場合、写真1枚(縦4cm×横3cm)が必要です
	自立支援医療受給者証をお持ちの方		○	・受給者証の住所変更など	・前住所地で交付された受給者証 ・健康保険の資格を証明できる書類(加入者全員分)
	特別児童扶養手当を受給中の方		○	・住所変更など	●県内転入の場合 ・受給資格が確認できるもの(通知等) ●県外転入の場合 ・受給資格が確認できるもの(通知等) ・受給者と対象児童の戸籍 ・振込口座の通帳(受給者本人名義に限る) ・必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります ※受給資格の確認書類等は、お持ちでなくても手続きできます
	特別障害者手当・障害児福祉手当 ・経過福祉手当を受給中の方		○	・住所変更など	・振込口座の通帳(受給者本人名義に限る) ・受給資格が確認できるもの(通知等) ※受給資格の確認書類等は、お持ちでなくても手続きできます
	障害福祉サービスを利用されている方 (放課後等デイサービス・ヘルパー・作業所等)		○	・新規申請手続 ※障害区分認定の引き継ぎ	・障害福祉サービス受給者証 ※お持ちでなくても手続きできます
こども	妊娠中の方	6 健康増進課 母子保健係 (Tel0739-26-4901)	○	・妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票
	0歳～就学前のお子さんがある方		○	・乳幼児健診・予防接種等の相談	・母子健康手帳
	保育園に入園を希望する方	5 子育て推進課 保育係 (Tel0739-26-4904)	○	・保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください
	学童保育所に入所を希望する方		○	・学童保育所の入所相談	
ペット	犬を飼っている方	6 健康増進課 庶務係 (Tel0739-26-4901)	○	・犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札 (特例制度参加自治体から転入の場合は、マイクロチップ情報) ・狂犬病予防注射済票

4階・5階

その他の必要に応じた手続を行うことができます



下記に当てはまる方は世帯にいますか？ 当てはまる手続をご自身で確認してください		<input checked="" type="checkbox"/>	受付窓口	行政局	手続	必要なもの など
小中 学校	小学生・中学生のお子さんがある方	<input type="checkbox"/>	5階 8 学校教育課 学事係 (Tel.0739-26-9942)	○	・転校手続 (転入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と転入学通知書を学校へ持参
	市営住宅に入居を希望する方 又は市営住宅に同居する方	<input type="checkbox"/>	4階 8 建築課 市営住宅係 (Tel.0739-26-9936)	○	・市営住宅入居の相談 ・市営住宅の同居手続	※市民課での転入手続の前に当課受付窓口でご相談ください
その他	住居表示区域内で住居を 新築・改築 された方	<input type="checkbox"/>	4階 14 土地対策課 庶務係 (Tel.0739-26-9915)	×	・住居番号の取得	※市民課での転入手続の前に当課受付窓口でご相談ください
	地域のルールなど 町内会 について 知りたい方	<input type="checkbox"/>	5階 1 自治振興課 市民生活係 (Tel.0739-26-9911)	○	※町内会への加入は各地域での 手続となります	お住いの地域の町内会についてお知りになりたい方は、 ・旧市内→本庁の自治振興課 ・行政局管内→各行政局の総務課 にてご相談ください

★行政局の連絡先

- 龍神行政局 TEL 0739-78-0111 (代表)
- 中辺路行政局 TEL 0739-64-0500 (代表)
- 大塔行政局 TEL 0739-48-0301 (代表)
- 本宮行政局 TEL 0735-42-0070 (代表)

※行政局の欄が「○」の手続は上記の各行政局でも手続可能です。

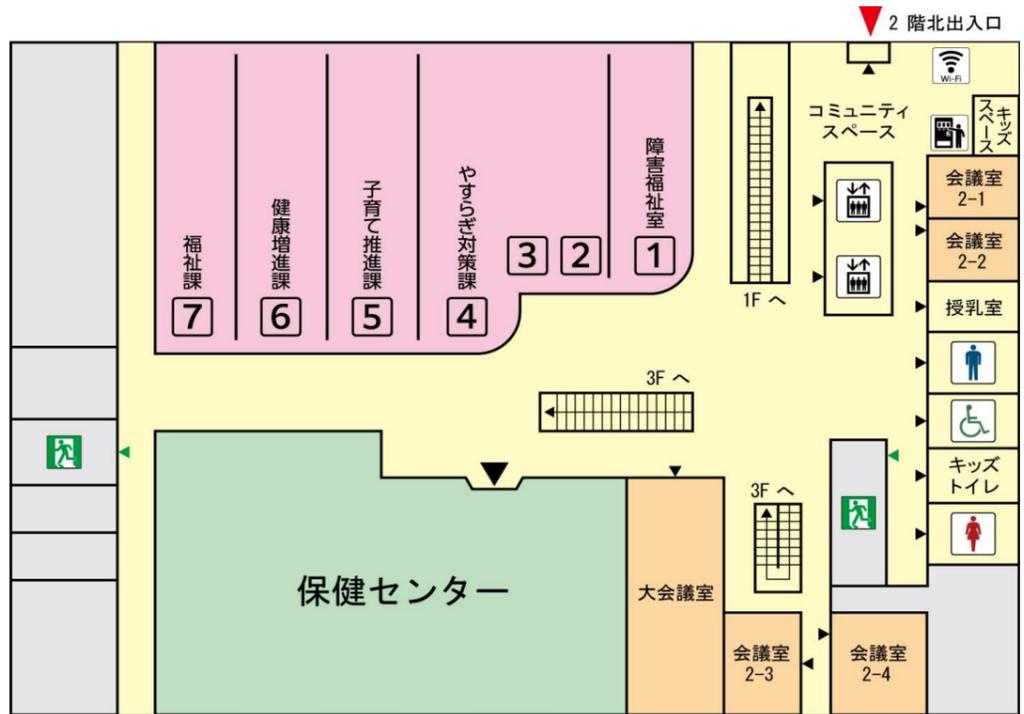
※必要な書類がそろわない手続は、後日改めてご来庁いただく場合があります。

他に希望される手続がございましたら、お気軽に職員までお声がけください！

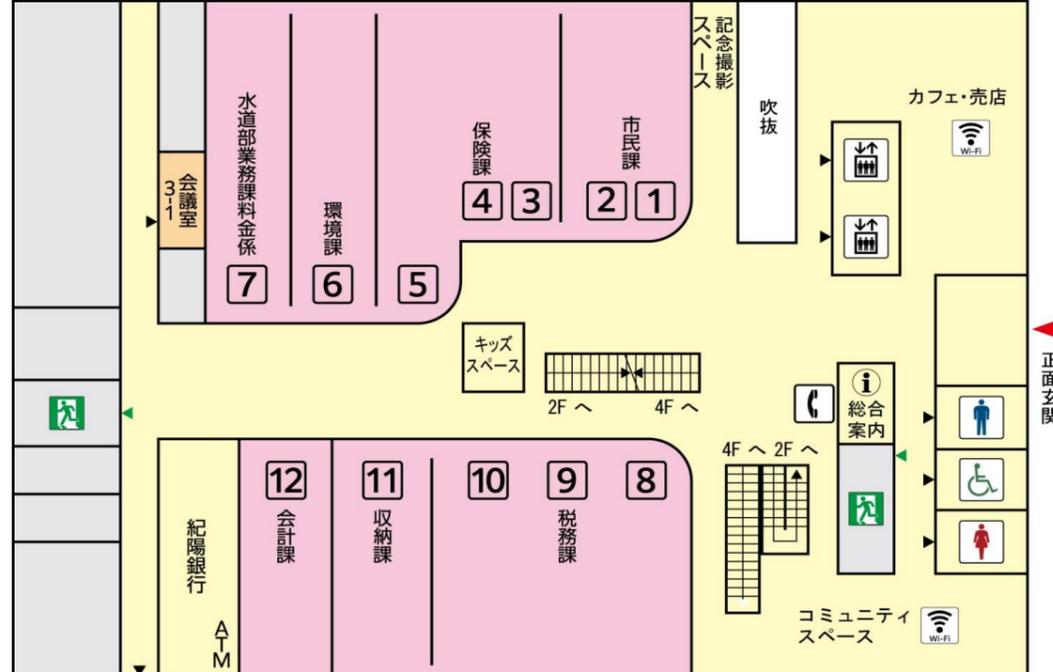
★ 手続チェックリスト ★ 転入

市役所本庁舎 フロア図

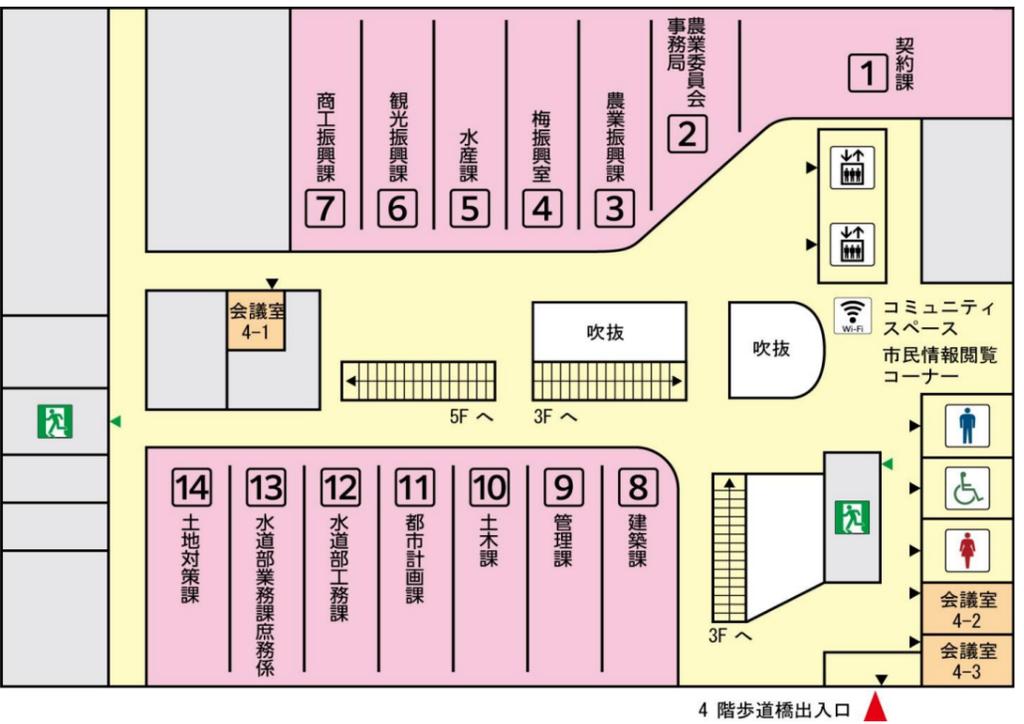
2階



3階



4階



5階

